

文化財NEWS

福島県教育庁南会津教育事務所
総務社会教育課

1 国指定：重要伝統的建造物群保存地区

南会津町前沢重要伝統的建造物群保存地区

前沢曲家集落のはじまりは、文禄年間（1592年～1595年）に、只見川流域を拝領した横田城主・山内氏勝の家臣である小勝入道沢西という人が、主人・氏勝が滅んだのちに当地に移り住んだとされ、「中世に会津武士が拓いた集落」として地元の人々に言い伝えられています。

明治40年（1907年）に、この前沢集落がほぼ全戸消失するという大火に遭い、その後、周辺地域の同一の大工集団によって一時期に各戸を建築したことによって、統一した景観が生まれました。そして平成23年（2011年）6月、この統一した景観保護のため、国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されました。



下郷町大内宿重要伝統的建造物群保存地区

道の両脇にある茅葺き屋根の建物が軒を連ねる大内宿。日光から会津へと続く「会津西街道」の宿場町として栄え、江戸時代は参勤交代や江戸廻米の運搬路として重要な道でした。明治以降主要な交通路から外れるなど時代の変化により山あいの集落が取り残されたことで、当時の面影を今に残すことになりました。

大内宿は江戸時代の宿駅制度に基づいてつくられた宿場の形態をよく残す町並みとして、昭和56年（1981年）4月、国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されました。



重要伝統的建造物群保存地区は

どのように選定されるの？～文化庁HPより～

昭和50年の文化財保護法の改正によって伝統的建造物群保存地区の制度が発足し、城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存が図られるようになりました。

市町村は、伝統的建造物群保存地区を決定し、地区内の保存事業を計画的に進めるため、保存条例に基づき保存活用計画を定めます。

国は、市町村からの申出を受けて、我が国にとって価値が高いと判断したものを重要伝統的建造物群保存地区に選定します。

令和元年12月23日現在、全国の重要伝統的建造物群保存地区は、100市町村で120地区（合計面積約3,960.2ha）あり、約29,000件の伝統的建造物及び環境物件が特定され保護されています。

青森県弘前市仲町(S53 伝統的建造物群保存地区選定)

城下町の雰囲気を残す「仲町地区」。歴史的な景観の維持のためブロック塀が板塀に。その他、主屋や門なども保存や整備が続けられ、保存計画は随時見直していきます。こうしてこの景観は守られていきます。

